

政策的随意契約による役務の提供について（契約後公告）

福井県共生社会条例ガイドライン（パンフレット）印刷業務について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月7日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約した内容

- （1）契約名称 福井県共生社会条例ガイドライン（パンフレット）印刷
- （2）業務内容 福井県共生社会条例ガイドライン（パンフレット）印刷
500部
（フルカラー中綴じ32ページ コート紙73kg、穴あけ加工
原稿完全支給）
- （3）履行期間 令和4年3月31日まで
- （4）担当課及び履行箇所
福井県健康福祉部障がい福祉課 電話：0776-20-0338
- （5）契約金額 163,900円（税込）

2 契約の相手方

鯖江市御幸町3丁目8-4
社会福祉法人 福授園 福授園鳥羽事業所 理事長 石川 治樹

3 契約年月日

令和4年3月7日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、かつ、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

- 5 担当課 住 所：福井市大手3-17-1
所 属：健康福祉部障がい福祉課
連絡先：0776-20-0338